

◎新潟県監査委員訓令第4号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
(副参事の専決事項) <b>第6条</b> 副参事の専決事項は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 届出及び報告を受理すること（軽易なものに限る。）。</u> <u>(3)</u> (略) 2 (略)	(副参事の専決事項) <b>第6条</b> 副参事の専決事項は、次のとおりとする。 (1) (略)  (2) (略) 2 (略)